

古琉球期の奄美における給田の移動

—— 須子茂文書が内包する情報のスケッチ

高良 倉吉

はじめに

一九九六年四月、奄美地域の新しい文化拠点、瀬戸内町立図書館・郷土館が古仁屋にオープンし、同館において初めて「須子茂文書」が展示・公開されるようになった。この日を待ちわびた者の一人として、須子茂文書に関する短い覚書を認めておきたい。

須子茂文書を初めて世に紹介したのは山田尚二「中世ノロ文書の紹介」(一九六七年)であり、山田氏はまた鹿児島民俗学会編「奄美の島かけろまの民俗」(一九七〇年)の中に「ノロ文書」の題で須子茂文書について書いている。山田氏の仕事は古琉球辞令書に関心をいだく研究者にとって大きな貢献となったが、しかし、その後所蔵者の事情により須子茂文書は現物閲覧が困難な「幻の史料」となってしまった。私も現物を観察して疑問点を確認したいと希望し

てきた者の一人であるが、その希望を叶える機会はなかなかめぐってこなかった。そうした状況がつづいた後、このたび瀬戸内町立図書館・郷土館に収蔵され閲覧が可能となったのである。ここまでの状況を準備した関係者の努力に心から敬意を表したい。

須子茂(須古茂とも表記)文書とは三件の辞令書の総称で、その内訳は、万暦二年(一五七四)五月二八日の発給年月日をもつネタチ宛辞令書、同年同月同日のタル宛辞令書、そして同二三年(一五九五)九月二二日の瀬戸内西間切まさりの西掟職叙任辞令書にしおきてよりなる。だが、実際の須子茂文書はこれら三件の辞令書を六枚の紙に筆写したものであり(したがって、原文書ではない)、二箇所にもたがる重複が存在する。誰がどのような目的でこうした重複をとまう筆写を行ったのか、原文書はどこにあるのか、この疑問を解く手がかりは今のところ得られていない。

しかし、筆写本とはいうものの、須子茂文書に記された情報に不備があるという訳ではない。須子茂文書は、古琉球辞令書特有の形式を完全に保持しており、記述内容の面でも改作、脚色、変形を加えた箇所が見当たらない。したがって、その史料価値を疑う余地は全くないのであり、文面を解析し、その中からいかなる歴史情報を引き出すか、その点を歴史家に迫る価値を有している。

そこで、須子茂文書を紹介しつつ、同文書が内包する歴史情報についての私なりのラフ・スケッチを描いてみたいと考えた。

一 瀬戸内西間切の西掟職叙任辞令書

最初に、須子茂文書三件の中から次の一件を全文引用する。原文は古琉球辞令書特有の、流麗な平仮名主体の草書体で写されている（他の二件の辞令書の書体も同じ。「」内の西暦年号は引用者による補足）。

〔印〕 しよりの御ミ事

せんとうちにしまぎりの

にしのおきてハ

一人いんほし大さちに

たまわり申候

しよりよりいんほし大さちの方へまいる

〔印〕 万曆二十三年（一五九五）九月廿二日

瀬戸内西間切の西掟職に、インホシ大サチ（人名）を任命する、この辞令書は首里（＝国王）からインホシ大サチ当人に対し発給されるものである、との意味である。上部左右に押印されている印影は朱印「首里之印」であるが、須子茂文書は筆写本であるために印形を朱墨でなぞる形になっている。万曆二三年は中国明朝の年号であり、いうまでもなく琉球国王が中国皇帝の冊封をうけている証である。

古琉球期において、奄美大島と同島に南接する加計呂麻島（その付属島嶼を含む）の地域は北から筭利・名瀬・古見・住用・屋嘉内・瀬戸内東・瀬戸内西の七間切に区分されていた。その中の瀬戸内西間切に西掟と呼ばれる地方役人のポストがあり、その職にこのたびインホシ大サチが琉球国王の名で任命された。ある職に国王の名である人物を任命するというこのタイプは、古琉球辞令書に広く見られる一般的なものであり、私はこれを叙任型辞令書と呼んでいる。奄美地域の地方役人の任職が、辞令書を通じて琉球国王の名で行われていたという事実は、とりもなおさずこの土地が琉球国王の施政権の及ぶ土地、すなわち琉球王国のテリトリーだったことを疑問の余地なく証明している。

二 ネタチ宛辞令書

ところで、須子茂文書の魅力は右に紹介した瀬戸内西間切の西掟職叙任辞令書にあるのではなく、残り二件の辞令書、すなわちネタチ宛辞令書、タル宛辞令書が特に重要である。ネタチ宛辞令書に含まれる重複を修正し、本来の形に戻して引用する。

〔印〕 しよりの御ミ事

せんとうちにしまぎりの

すこものくちのうまが

すこむの一人ねたちがち

ミどりはる又かうちはる又まへだはる又屋もまはる

又大ミなどはる又のミのうらはる又せさうはるとも

この内ニ四十四つかたかけ申候ほどに

万曆二年にあもろの一人くろまがちの内より

十二つかたに二十二ましかうちはる

又三十二つかたに五十ましあもろはるとも

ふみそい申候

是ひやうすく廿二つか六たばりたに

百廿七まし

〔印〕 ミていねけ候ハ

五かりや八おつか九十二つかた

この内ニせに九おつか六十四つかたの
ミかないハ御ゆるしめされ候

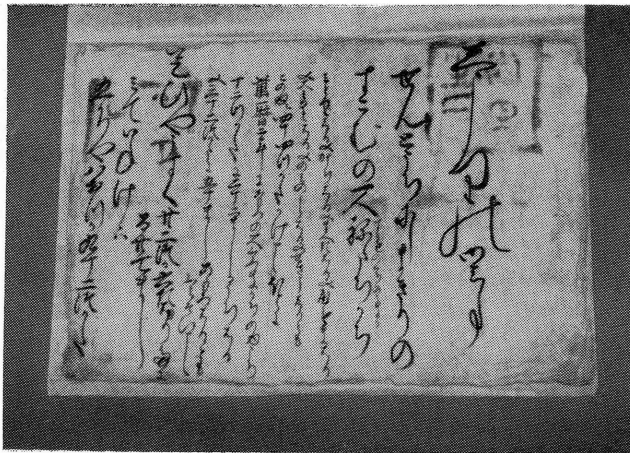
又 三かりや九おつか廿八つかたの給

一 十一貫七百八十四まいめのいね

上申候

しよりよりねたちが方へまいる

〔印〕 万曆二年（一五七四）五月二十八日



ネタチ宛辞令書（部分）タテ26cm, ヨコ38cm
瀬戸内町立図書館・郷土館所蔵

一読して分かるように、この辞令書は先の瀬戸内西間切の西掟職叙任辞令書とはタイプが異なっている。ある人物を国王の名である役職に任命するという叙任型とは明らかに異なっており、文面も複雑で長い。このタイプは私が得分規程型辞令書と呼んでいるものであり、役職任命記事のみを記す叙任型とは明確に区別される。残存する古琉球辞令書をあつめて検討してみると、役職叙任にともないその地位に付帯する所得を規程した場合と、すでに特定の役職に就いている者の所得を変更した場合の二つの場面において、この得分規程型辞令書が発給されたことが分かっている。

国王から右の辞令書を賜った人物は、瀬戸内西間切の須子茂（加計呂麻島に所在、略図参照）の「くち」と呼ばれる人の「うまが」、すなわち孫にあたるネタチという人物であった¹⁾。文面の解釈に入る前に、瀬戸内西間切と須子茂の関係についてあらかじめ解説を加えておきたい。

間切とは、古琉球期の琉球王国において奄美・沖繩・先島の三地域すべてにわたって例外なしに設定されていた地方行政区画のことであり、その下位の行政単位にシマ（近世に入ると「村」に呼称が変化）があった。複数のシマを包括する形で上位単位としての間切があり、王国の地方統治は間切・シマを基準に運営されていた。王国独自のこの地方統治制度を私は間切・シマ制度と呼んでいるが、須子茂はこの場合瀬戸内西間切を構成する複数のシマの一つであっ

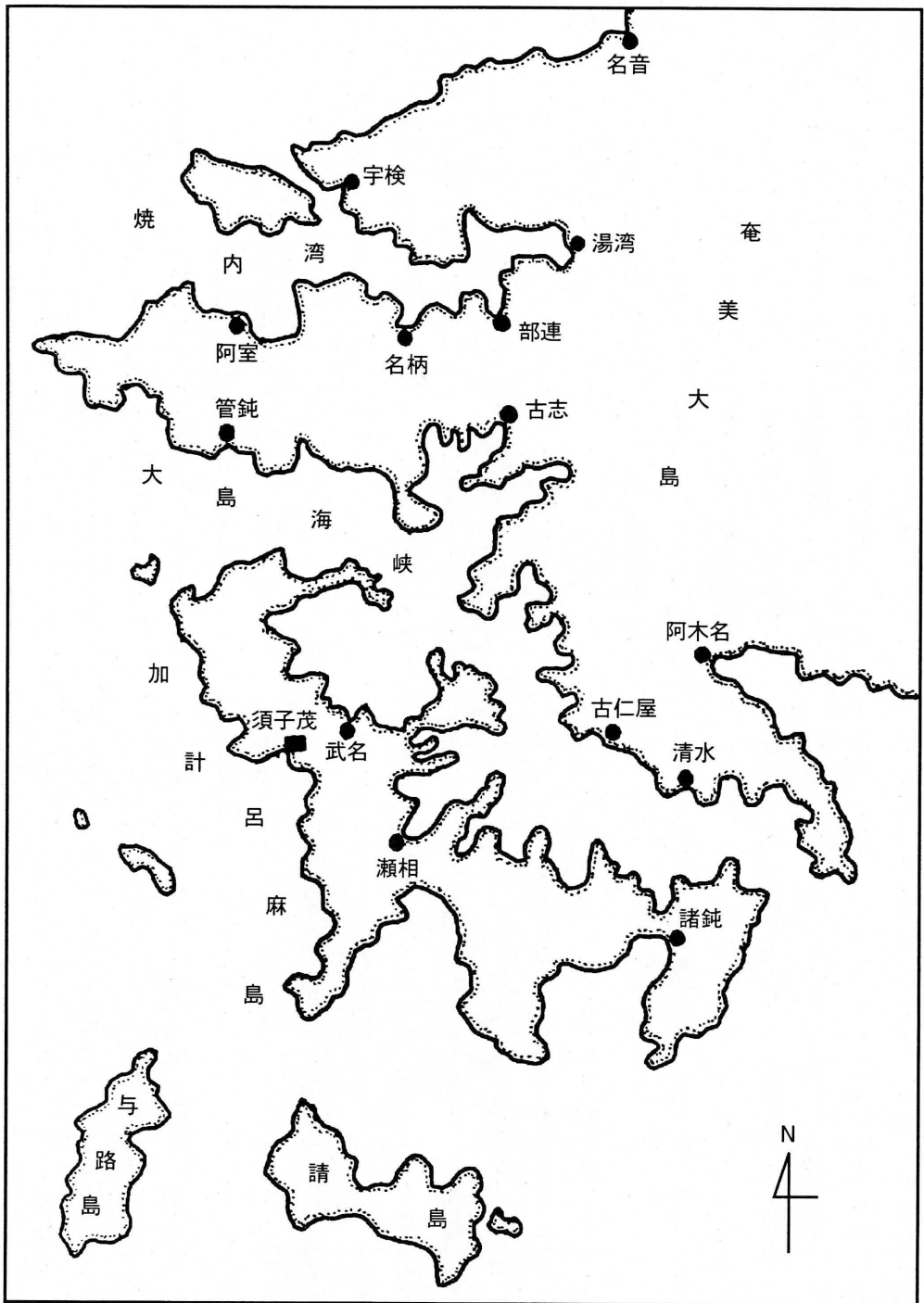
たということになる。

念のためにシマの一般的なイメージを説明すると、単数もしくは複数の集落が存在し、それを中心に田・畑などの耕地や墓地、山野・河川・海浜などの土地利用空間が連続と展開する自己完結的な生活母体ということが出来る。自己完結的といったのは、人はシマに生まれ、その中で成長して結婚し、子孫を残したうえで死去するという一連のライフ・サイクルの基盤であったということのほか、あらゆる年中行事はシマ単位に設定されていたこと、つまり、共同体的な集団原理もまたシマのレベルで完結していたことを指している。生活母体としてのシマの自己完結的な原理は、奄美・沖繩そして先島のすべてに共通するものであった。したがって、シマに比べると間切はあくまでも人為的行政的に設定された空間であり、複数の生活母体としてのシマ空間を合計したものが間切の範囲、という関係にあった。

三 カリヤ・ヌキ制と原名制

ネタチ宛辞令書には「ふみそい」「是ひやうすく」「みていねけ」などの解釈困難な語句が登場するが、それを無視すればおおよその意味は次のようになる。

瀬戸内西間切のシマ、須子茂のクチの孫であるネタチに与えられた土地（水田）があった。その土地は「ミどりはる」から「せさう



奄美大島南部・加計呂麻島略図

はる」(七つの原)にまたがって分布するものであったが、与えられたその土地のうち、四ツツカの面積が額面に比べ少ないことが明らかとなった。そこで、万曆二年(一五七四、つまりこの辞令書が発給された年)に、安室(瀬戸内西間切に北接する屋嘉内間切のシマの一つ。略図参照)のクロマという人物が保有する土地の中から一二ツカ分(「二ニマシ」、「かうちはる」に所在)、および三二ツカ分(「五〇マシ」、「あもろはる」所在)、計四四ツカの面積の田を割いてネタチに与えることとした。^②

その結果として、ネタチが保有する田の面積は五カリヤ八オツカ九二ツカという本来の水田面積に回復した。この保有地のうち「せに」九オツカ六四ツカの田については国王への租税(「ミかない」を免除し、残りの三カリヤ九オツカ二八ツカの田に関しては、一一貫七八四匁の稲を貢租として国王に上納せよ、との意味である。^③以上の分析結果を整理したものが表1である。

古琉球においては、田・畑の面積を表示する独自の度量衡概念がすでに成立していた。田についてはカリヤを上位の単位とし、その下にオツカ・ツカ・タバリ・エシラといった単位が存在した。畑についてはヌキを上位の単位としたが、田・畑の面積概念ともに耕地の収穫容量を基準に形成された面積概念であると推測されている。また、これとは別次元の面積概念として田のマシ、畑のオホソが存在した。マシ・オホソともに耕地の形状に由来する概念と推定され

ており、これに田のカリヤ単位、畑のヌキ単位を組み合わせて耕地の面積を特定する方式がとられていた。この古琉球独特の面積概念を私はカリヤ・マシ制(田の場合)、ヌキ・オホソ制(畑の場合)と称し、両者を総称してカリヤ・ヌキ制と呼んでいる。

さらに注目されるのは、田・畑の面積概念のほかに、その耕地がどの場所に所在するかを明確に表示する原名制もまた存在していた点だろう。ネタチ宛辞令書に、「ミどりはる」からはじまって「せさうはる」(「はる」の当て字が原)に至る七つの原がそれで、これはネタチに与えられていた水田がどこに所在するものなのか、その場所を指示した記述である。また、ネタチの給田の不足分を安室のクロマ保有の田から与えられたとき、その追給分の水田の所在を示す「かうちはる」「あもろはる」もまた原の名前である。要するに、カリヤ・マシ制という面積表示方式を持つほかに、その水田がどの場所にあるのかを指示する所在表示方式もまた古琉球は制度として成立させていた。

生活母体としてのシマ空間は、そのすべてがそうであったとは必ずしも断言できないが、基本的には多くの原に細分されていた。「何々原にあるお前の田の稲は、今年は特に成長がはやい」とか、「何々原に私たち一門の墓がある」とか、「何々原の川べりが、昨晩の豪雨で決壊した」とか、要するに日常生活においてしきりにささやかれるほどの身近な地名が原であった。この原名の制度が奄美・

表1・ネタチ宛辞令書の分析表

給地所在	ミどり (i)・かうち (ii)・まへだ (iii)・屋もま・大ミなど・のミのうら・せそう (以上、7原)
不足分	44ツカの田
不足分の追給	①安室のクロマ保有田から12ツカ・22マシ、「かうち」原 (ii) に所在 ② " " 32ツカ・50マシ、「あもろ」原 (iv) に所在 ⇒小計 ①+②=44ツカ・77マシ (2原に所在)
意味不明	ひやうすく22ツカ6タバリ (127マシ)
調整後の給地総額	5カリヤ8オツカ92ツカ 内 ③「せに」9オツカ64ツカの田は免租 (1/3) ④3カリヤ9オツカ28ツカの田は11貫784匁の稲を上納 (2/3) ⇒小計 ③+④=5カリヤ8オツカ92ツカ (総額に一致) (注)「せに」を1カリヤと推定

表2・タル宛辞令書の分析表

給地所在	ミどり (i)・かうち (ii)・あもろ (iv)・さき・かにやう・大ミなど・まへだ (iii)・大かち・中がわ・ミうら (以上、10原)
追給措置	この内、37ツカ5タバリ2エシラの田はコセ・マサリ・フクヤツ3名の保有田から分与したもの。
不足分	23ツカの田
不足分の追給	①武名のネタチ保有田から14ツカ・2マシ、「あもろ」原 (iv) に所在 ②須子茂のシラモイの保有田から6ツカ・3マシ、「かうち」原 (ii) に所在 ③安室のマカ保有田から3ツカ・19マシ、「かうち」原 (ii) に所在 ⇒小計 ①+②+③=23ツカ・24マシ (3原に所在)
意味不明	ひやうすく39ツカ2エシラ (42マシ)
調整後の給地総額	6カリヤ6オツカ76ツカ 内 ④2カリヤ「ミやうすく」25ツカの田は免租 (1/3) ⑤4カリヤ4オツカ51ツカの田は13貫353匁の稲を上納 (2/3) ⇒小計 ④+⑤=6カリヤ6オツカ76ツカ (総額に一致) (注)「ミやうすく」を2オツカと推定

(注) 表1・表2ともに i~iv は原名の一致を示す記号。

沖繩・先島の三地域においてすでに古琉球の時代から常用されていたこと、そしてまた、基本的に現在に至るまでなお使用されつづけていることを強調しておきたい。

複数のシマ空間を合計したものが間切であったが、同様の表現でいえば、所属するすべての原の面積を合計したものが一つのシマの空間であるということができよう。

四 タル宛辞令書

須子茂文書の残りの一件は、国王よりタルという人物が賜ったものである。

〔印〕しよりの御ミ事

せんとうちにしまぎりの

あかひとうがくわ

すこむの一人たるがち

ミどりはる又かうちはる又あもろはる又さきはる

又かにやうはる又大ミなどはる又まへだはる又大かちはる

又中がわはる又ミうらはるとも

この内ニ卅七つか五たばり二ゑしらたハ

三人こせがち又まさりがち又ふく屋つがちより

ふミそい申候

この内ニ二十三つかたかけ申候ほどに
万曆二年にたけなの一人ねたちがち

の内より

十四つかたに二ましあもろはる

すこむの一人しらもいがちの内より

六つかたに三ましかうちはる

あもろの一人まかがちの内より

三つかたに十九ましかうちはるともふミそい

申候

〔印〕

是ひやうすく卅九つか二ゑしら

たに四十二まし

ミていねけ候ハ

六かりや六おつか七十六つかた

この内ニ二かりやミやうすく廿五つかたの

ミかないは御ゆるしめされ候

又 四かりや四おつか五十一つかたの給

一 十三貫三百五十三まいめ

いね上申候

しよりよりたるが方へまいる

〔印〕 万曆二年〔一五七四〕五月廿八日

この辞令書にも未詳語が含まれているが、疑問点を留保して大意

を訳すと次のようになる。瀬戸内西間切のアカヒトウ（人名）の子供である須子茂のタルに与えられている耕地があった。それは「ミどりはる」から「ミうらはる」、つまり一〇箇所の原に分布する水田であったが、その給田については以前に三七ツカ五タバリ二エシラの面積分をコセ、マサリ、フキャツ（以上、人名）の三人が保有する田から割いて与えた。

しかし、タルに与えられている給田の額面に比べてまだ二三ツカ分不足しているので、万曆二年（つまり今年）に、武名（加計呂麻島にあるシマの名前。略図参照）のネタチ（人名）保有の田から一四ツカ（＝二マシ、「あもろはる」に所在）、須子茂のシラモイ（人名）保有の田から六ツカ（＝三マシ、「かうちはる」に所在）、安室（屋喜内間切のシマ）のマカ（人名）保有の田から三ツカ（＝一九マシ、「かうちはる」に所在）を割いて追給することとした。⁴⁾

その結果、タル保有の給田の総額は六カリヤ六オツカ七六ツカとになった。この保有田について、二カリヤ「ミやうすく」二五ツカの田は国王への貢租が免除され、残り四カリヤ四オツカ五一ツカ分の田については一三貫三五三匁の稲を上納せよ、との意味である。⁵⁾ 以上の分析結果を整理したものが表2である。

ここで確認しておきたいのは、カリヤ・ヌキ制や原名制のほかに、ネタチ宛辞令書・タル宛辞令書がともに国王に上納すべき貢租（この場合は稲）の額を貫・匁（「まいめ」といった単位で指示してい

ることから、古琉球においては収穫物の重量を測って特定額を表示する別の度量衡概念もまた存在したことであろう。上納すべき稲は籾の状態なのか、それとも脱穀したものなのかは必ずしも明らかではないが、着目したいのは、稲の重量を計測できるおそらく簡便な機器類が須子茂など琉球王国のシマ群に広く存在していた可能性がある。そしてまた、ネタチやタルなどの人物たちは、保有するその給田の三分の一は免税、三分の二は課税対象となる原則が存在していたらしいことである。

五 辞令書の原理から

右に指摘した問題のほかに、ネタチ宛辞令書とタル宛辞令書は、さまざまな検討課題を歴史家に提示している。その最大の論点は、給田の保有とその移動、もしくは給田の再調整といった問題がなにゆえに起こったのか、という疑問である。いいかえると、ネタチとタルはいかなる名目で一定面積の田を与えられているのか、彼らの田が額面より不足していたという場合、いかなる根拠に基づいて他の者が保有する水田から一定面積を分割し補うことが可能だったのか。しかも、それらの調整作業は、なにゆえに琉球国王名で発給される辞令書を通じて指示されなければならないのか。

地割制度、つまり土地の割替え制度が存在していたことを示す証拠とすることはできない。なぜなら、古琉球においては、辞令書の

発給範囲は例外なしに中央官人や地方官人（オエカ人）、ノロなど行政制度・神女制度に所属する官人に限られており、その原理からすれば、ネタチ・タルともに官人でなければならず、具体的には瀬戸内西間切のシマ、須子茂の経営に携わる地方官人あるいはノロでなければならぬ。そのような公職にあったがために、いいかえると、一般農民ではなかったがゆえに、彼らは一定額の耕地を国王から与えられていたのであり、その田はオエカ地（地方官人Ⅱオエカ人の給地）、あるいはノロクモイ地（ノロの給地）であったと考えることができる。

辞令書の原理からいえば、ネタチとタルは右に紹介した辞令書を賜る以前、地方官人あるいはノロに任命された際に叙任型辞令書を受けていたはずであり、また、その就任に際して役に付帯する給地を与えられており、そのことを明記する得分規程型辞令書を受けていた。ネタチとタルに与えられていた給田の名目額が実際には不足していたというとき、この場合の額は就任の際に規程された（つまり、得分型辞令書によって明記された）ところの額面を指すと理解すべきだろう。先に紹介したように、彼らに与えられていた給田の不足分を補うために、ネタチの場合はクロマの保有田から、タルの場合はコセ、マサリ、フクヤツ、ネタチ（須子茂のネタチとは別人、この者は武名のネタチ）、シラモイ、マカの保有田からそれぞれ一定の面積を割り、追給を受けていた。

では、クロマからマカに至る七名の者はどのような人物なのか、なにゆえに彼らは自分が保有する田の中から一定の面積を割いてネタチやタルに与える必要があったのか。しかも、クロマ以下七名の者の耕地に対しても、琉球国王の権威に基づく辞令書によって耕地の分与が指示されているのである。

この疑問に対する答えとしては、論理的に二つしか準備できない。一つは、クロマからマカに至る七名の人物たちもまたネタチやタル同様にオエカ人もしくはノロであり、彼らも役職に付帯する給地を国王から賜っていた者であり、それがために、給地再調整のために自己保有田の一部をネタチやタルのために割くよう国王の名において指示された、という見方である。今一つは、クロマ以下七名の者はオエカ人もしくはノロなどではなく、古琉球の用語でいえば真^ま人^{ひと}（一般農民）であり、彼らは国王の指示により自ら保有する水田の中からその一部を分割してオエカ人もしくはノロであるネタチやタルのために提供した、とする見方である。どちらが妥当なのか、ネタチ宛辞令書・タル宛辞令書は明言している訳ではないが、しかし、後者の見方が成り立たないことを二件の辞令書は示唆していると思う。

六 首里王府統治への視点

九五ページ表1・表2に整理した原名に注目していただきたい。

それぞれの保有田の所在を示す原名に重複があり、その点にこの問題を検討するヒントの一つが隠されている。

ネタチに自己保有の水田を割いて与えたクロマは奄美大島西南部の屋喜内間切のシマの一つ、安室の者であるが(九三ページ略図参照)、彼が提供した田は加計呂麻島の須子茂の「かうちはる」に存在した。タルに保有田の一部を提供した安室のマカの田もまた、加計呂麻島の同じく「かうちはる」に存在した。つまり、この二人の者が保有する田の少なくとも一部は、こともあろうに大島海峡を越えたはるか南の土地、加計呂麻島に所在していたのである。この二人が真人であったならば、彼らは自分の水田を耕すために舟で片道約二五キロメートル、往復約五〇キロメートルの海を越え頻繁に加計呂麻島まで通わなければならなくなる。

舟による遠隔地への通耕の有名な事例としては、近世において沖縄島の本部半島の住民が瀬底島に通った例、新城島や黒島など周辺島嶼の住民が西表島に通った事実が知られているが、この場合はいづれも無人の未利用地を開発・経営するものであった。したがって、すでに土地利用されていたと推測される須子茂の既存田のために安室の者が通耕した可能性を示唆するものではない。種まき、除草、施肥、収穫、運搬などの集約的労働のスケジュールを要求する稲作の特性から見ても、往復五〇キロメートルの海を頻繁に通う姿は想像しにくい。

と考えると、クロマやマカはやはりオエカ人もしくはノロであり、彼らはその地位に付帯する耕地を遠く離れた加計呂麻島にも持っており、その土地からあがる収穫を所得とする身分の者でなければならなくなる。このような給地の形態は沖縄地域でも知られており、たとえば沖縄島北部の今帰仁間切のオエカ人が中部の普天間に土地を与えられていたこと、また、沖縄島中部の読谷山間切のオエカ人が北部の国頭間切に給地を与えられたことなどの事例がある。その点も念頭におくと、クロマやマカはオエカ人あるいはノロという官人であったがために、遠く離れた加計呂麻島の須子茂に給田を与えられていたのだと推定することが可能である。

したがって、両名は辞令書を通じて国王により認知される官人であったがゆえに、その給地の一部を国王の名で分割され、ネタチやタルに提供したことになる。そのように想定すると、クロマやマカ以外のコセ、マサリ、フクヤツ、ネタチ、シラモイの五名もまた官人(オエカ人もしくはノロ)であり、辞令書によって特定の役職・所得を給与される存在であった。

つまり、ネタチ宛辞令書、タル宛辞令書は万暦二年の時点で須子茂にかかわるオエカ地もしくはノロクモイ地の見直し、調整の作業を伝える史料なのである。二件の辞令書に登場する九名の人物の所有水田を「給地」||「保有田」と私がこれまで表現してきたのは、彼らが所有するところの水田は辞令書を通じて与えられたものであ

り、その内訳もまた辞令書によって変更可能なもの、すなわち排他独占的な不動産ではないとの認識に基づいている。この認識は、古琉球におけるオエカ地・ノロクモイ地はあくまでもその職に付帯する所得なのであって、その職に就く人物の私的所有地では断じてなかったこと、したがって、その人物が職を退く際には返却すべきものであった、という認識とも重なる。

このことから興味深い論点が浮上する。首里城に君臨する琉球国王は、辞令書を通じて奄美地域の官人に対する任職権を行使していただけではなく、彼らの所得に対しても辞令書を通じて調整し直すという事細かな行政行為を展開していたこと、したがって、その前提となる情報を首里王府が掌握していたという問題である。そのために、首里王府は統治下の諸地域に関する耕地の明細や権利関係を詳しく記したところの土地台帳のようなものを作成していた、と想定しなければならない。奄美地域の、その一問切である瀬戸内西間切の、さらに須子茂のシマにかかわる情報を掌握していなければ、ネタチ宛辞令書やタル宛辞令書を首里王府が作成することは不可能であった。

なお、須子茂文書の解釈に連動する別の古琉球辞令書も存在するが、それらの検討・分析については別の機会にゆずりたい。

注

(1) 山田尚二「中世ノロ文書の紹介」は「うまが」の部分を「うなり」と読んでいるが、現物を確かめた結果「うまが」と読むべきことが判明した。

(2) クロマ保有の二筆の水田、すなわち二ツカと三ツカを合計すると四ツカ、つまりネタチの給田の不足額に相当する。

(3) 「せに」九オツカ六四ツカの田と三カリヤ九オツカ二八ツカの田を合計すると五カリヤ八オツカ九二ツカとなるはずである。とすると、「せに」は一カリヤの別称であることになる。総額五カリヤ八オツカ九二ツカに対し、「せに」(＝一カリヤ)九オツカ六四ツカは約三分の一、三カリヤ九オツカ二八ツカは約三分の二の比率となる。

(4) 三人の保有田から割いた分、すなわち一四ツカ、六ツカ、三ツカを合計すると二三ツカ、つまりタルの不足分の額となる。

(5) ニカリヤ「ミヤうすく」二五ツカと四カリヤ四オツカ五一ツカの合計が六カリヤ六オツカ七六ツカの田となるはずであるから、「ミヤうすく」は必然的に二オツカの別称となる。ネタチ宛辞令書同様に、給田の総額に対して免租分は約三分の一、課税分は約三分の二の比率となる。

参考文献

安良城盛昭『新・沖縄史論』沖縄タイムス社、一九八〇年。

高良 倉吉『沖縄歴史論序説』三一書房、一九八一年。

『琉球王国の構造』吉川弘文館、一九八七年。

『琉球王国史の課題』ひるぎ社、一九八九年。

—— 「琉球辞令書の一覧表と収集現況」『日本東洋文化論集（琉球大
学法文学部紀要）』創刊号、一九九五年。

宮里 栄輝 「琉球古来の土地反別法」、伊波先生記念論文編集纂委員会編

『南島論叢』、一九三二年。のち新里恵一編『沖縄文化論叢』

1、平凡社、一九七二年収録。

山田 尚二 「中世ノロ文書の紹介」『奄美郷土研究会報』第九号、一九六七

年。のち島尾敏雄編『奄美の文化』法政大学出版局、一九七

六年収録。

—— 「ノロ文書」、鹿児島民俗学会編『奄美の島かけるまの民俗』第

一法規出版、一九七〇年。

—— 「奄美の古文書」『沖縄文化』三三三・三四合併号、一九七一年。

—— 「奄美における古琉球辞令書について」『鹿児島県錦江湾高等学

校研究紀要』第二二集、一九八八年。